平成２７年（フ）第１０１７２号
東京都江戸川区松本２丁目19―19
債務者　小林沙也加（旧姓亀山）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１７６号
東京都足立区入谷１丁目５－１－501
債務者　村山亜沙美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１７９号
東京都新宿区新宿１丁目７－10―509
債務者　橋本　剛司
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８０号
東京都板橋区高島平８丁目７－５－406
債務者　齋藤　　愛（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８１号
東京都八王子市横川町133－３　白鳳荘12号、住民票上の住所東京都八王子市横川町133番地３　白鳳荘
債務者　青木　　実
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８３号
東京都清瀬市松山２丁目８－25―305
債務者　筒石　裕昭
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８４号
東京都練馬区南大泉４丁目40―10　富士第二ハイツ１号
債務者　大串　貴代
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８９号
東京都台東区下谷２丁目20－７－1105
債務者　齋藤千恵子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１９１号
東京都練馬区春日町５丁目30－１－403
債務者　桑澤　秀子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１９２号
東京都豊島区池袋本町２丁目７－１－510
債務者　阿部　　学
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１９３号
東京都練馬区石神井台４丁目５－21―504
債務者　板屋越照美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１９８号
東京都葛飾区東新小岩２丁目25－８－302
債務者　赤松　吉博
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２０１号
神奈川県川崎市高津区新作６丁目９－41―202
債務者　小笠原卓也
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２０２号
東京都小金井市本町６丁目８－38―103
債務者　小笠原浩史
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２０３号
東京都練馬区立野町32―３　サニーコートＳ105、住民票上の住所栃木県宇都宮市下小池町560―33
債務者　横尾美由紀
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２０４号
東京都小金井市梶野町４丁目９－12―104
債務者　北田加奈子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部